

国民健康保険・後期高齢者医療制度 傷病手当金の支給 対象期間の延長

対象	国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している、次のすべてを満たす方 ●給与などの支払いを受けている ●新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与などの全部または一部を受けることができない
対象期間	令和2年1月1日から 令和4年6月30日 の間で、療養のため就労ができなくなった日から起算して、4日目以降就労ができない期間
手続きなど	詳しくはお問い合わせください
申請・問合せ先	●国民健康保険は医療年金課国保係 ☎ 35-4192 ●後期高齢者医療制度は医療年金課医療助成係 ☎ 35-4201

第三者認証を取得したお店のご利用を

道が実施する第三者認証制度は、感染対策に必要な事項の取り組み状況を確認し、対策が実施されている場合に認証する制度です。パーテーションの設置または座席間隔の確保、手指消毒や換気の徹底など、感染リスクが低く安全・安心なので、外食の際は認証店をご利用ください。



北海道飲食店
感染防止対策
認証店の目印



市内の認証店は、
市ホームページに
掲載しています



市長からの メッセージ

新型コロナウイルスの新規感染者数が増加傾向にあることから、4月17日までとしていた北海道の再拡大を防ぐための対策期間が延長されました。感染力がより強いとされるオミクロン株、BA.2系統への置き換わりが懸念されるとともに、ゴールデンウィークにおける移動の増加など感染リスクが高まる時期を迎える中、感染の急拡大を防いでいくため、市民・事業者の皆さまは、自身で出来る感染防止策の徹底をお願いします。引き続き、感染防止の徹底と経済の回復の両立に向け対策を進めてまいりますので、皆さまのご協力をお願いします。

市民・事業者の皆様へお願い

- 普段から
 - ・三密回避、人との距離確保、マスクの着用、手指消毒、換気を徹底する
 - ・混雑している場所や感染リスクの高い場所はできる限り避けて行動する
 - ・普段会わない方や重症化リスクの高い方と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する
 - ・他の都府県への移動に際しては、基本的な対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える
- 飲食では
 - ・短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する
 - ・特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底する
 - ・北海道飲食店感染防止対策認証店を利用し、飲食店などの感染防止対策に協力する
 - ・飲食店などでは、感染防止対策チェックリスト項目を順守する
- 感染に不安を感じる時は
 - ・ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を受ける（無症状の方に限ります）
 - ・発熱などの症状がある場合は、外出や移動を控え、医療機関を受診する（市立病院発熱外来（平日午前8時30分から11時）、他の医療機関は必ず事前に電話を）

誰もが感染する可能性があることをご理解いただき、差別や偏見が生じないよう皆さまのご協力をお願いします。

令和4年4月18日 岩見沢市長 松野 哲

3回目のワクチン接種

問合せ 新型コロナウイルスワクチン接種対策部（4西3
であえーる岩見沢4階） ☎ 35-7515

12歳から17歳の3回目の接種を実施

接種券の発送	2回目の接種日から6カ月経過する時期をめどに順次発送しています
接種会場	市内10医療機関（個別接種のみ）

18歳以上も！3回目接種は早めの予約を

3回目の接種は、2回目接種の6カ月後から可能です。予約枠は十分に確保していますが、6月以降は接種体制を大幅に縮小するため、早めに予約してください。

接種券が届いてすぐに接種を希望する方へ

予約に空きやキャンセルが出た場合にワクチンを廃棄しないため、キャンセル待ちの方を募集しています。次の注意事項を確認の上、キャンセル待ちを希望する方は岩見沢保健センター（☎ 25-5540）までご連絡ください。

注意事項

- 日時や接種場所は希望に沿えないことがあります
- 予約に空きやキャンセルが出たらご案内します（急な連絡の場合もあります）
- 必ずご案内できるとは限りません



5月中は、ファイザー社製の
ワクチンを使用する予定です

学校や保育園・幼稚園などで感染が広がっています！

5歳から11歳の接種も行っています。感染予防のため、接種をご検討ください。

新型コロナ
負に
負けぬ

！ 予約には
接種券が必要です！

予約はインターネットか
コールセンターで

岩見沢市ワクチン接種
インターネット予約フォーム

24時間受け付け



岩見沢市ワクチン接種
コールセンター

0120-770-048
(フリーダイヤル)

受付時間 午前8時～午後8時
土・日曜日、祝日も受け付け

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

手続きや減免額など、詳しくはお問い合わせください。

対象	新型コロナウイルス感染症により、次のいずれかに該当する世帯 ●主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った ●令和3年と令和4年を比較して、主たる生計維持者の事業収入などが3割以上減少し、一定の要件を満たす
対象保険料	令和4年度分で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が設定されている保険料
申請期限	令和5年3月31日(金)（郵送の場合必着）
申請・問合せ先	〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 ●国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は医療年金課保険料収納係 ☎ 35-4202 ●介護保険料は高齢介護課介護保険グループ ☎ 35-4138